

鳥取市スポーツ推進計画（案）にご意見をお寄せください！

鳥取市からのお知らせ

平成28年1月発行①

鳥取市スポーツ推進計画とは？

平成23年8月に「スポーツ基本法」が制定されました。同法は「地方公共団体は、『スポーツ基本計画』を参酌して『地方スポーツ推進計画』を定めるよう努めるものとする」と決めました。

これを受けて、鳥取県では平成26年3月に「鳥取県スポーツ推進計画」を策定しています（「鳥取県スポーツ振興計画」の全部改正）。

こうした動向を踏まえ、鳥取市では「する」「みる（観る）」「ささえる（支える）」というスポーツへの関わり方に着目しながら、生涯にわたってスポーツに親しむことのできるまちの創造を目指し、平成27年度中に新たにスポーツに関する総合計画である「鳥取市スポーツ推進計画」を策定します。



計画の基本的な考え方

本計画では、次の基本理念のもとに4つの基本方針を定め、具体的施策に取り組みます。

基本理念

すべての市民がいつでもスポーツ活動を実践できる環境を整え、スポーツ活動を通じて、生涯にわたって活力に満ちた豊かな生活を送ることができる鳥取市
～年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができるまち～

基本方針

I. 子どものスポーツ機会の充実

生涯にわたってスポーツに親しむためには、子どもの頃から運動やスポーツに触れ、体を動かす習慣を身に付けることが大切です。そのために、幼児期から体を動かす遊びや運動に触れる機会を提供するとともに、児童期以降の学校体育・社会体育の充実を図ります。

II. 生涯スポーツ社会の実現

誰もが活力に満ちた豊かな生活を送るためには、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を整える必要があります。市民の誰もが関心や適性等に応じ、生涯にわたってスポーツ活動を行うことができる社会の実現を目指します。

III. 地域におけるスポーツ活動の推進

地域スポーツを活性化させることで、地域の連帯感を強めたり、地域社会を再生化したりすることができます。スポーツ推進委員やボランティアとしてスポーツに関わる人々によってスポーツ活動が支えられ、地域住民が主体的にスポーツやまちの活動に参画することを目標とします。また、スポーツを通じた地域交流によって、相互理解や友好の促進を図ります。

IV. 競技力向上につながるスポーツ環境の整備

勝敗や記録を争う競技スポーツは、協調性や責任感などを育み、仲間と触れ合うことの大切さを教えてくれます。こうした競技スポーツの重要性に鑑み、競技団体への支援や指導者の育成のみならず、競技力の向上に資するスポーツ環境を整えます。

施策項目

1. 幼児期からの体を動かす遊びや運動の実践

2. 学校体育・社会体育への支援

1. 市民総スポーツ運動の推進

2. 誰もが参加しやすいスポーツ環境づくり

1. 地域活力の創出に向けたスポーツ振興

2. スポーツ交流の推進

1. 競技人口の増加を目指した施策の展開

2. 施設をはじめとするスポーツ環境の構築